

## 新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（令和2年9月28日～10月4日）

## 1. 特段の事情が認められ上陸を許可した者

(1) 特段の事情が認められ上陸を許可した者

ア 国籍・地域別

国籍・地域	新規入国	再入国	合計
中国	160	765	925
ベトナム	733	137	870
タイ	346	78	424
ネパール	39	318	357
フィリピン	68	232	300
韓国	46	241	287
米国	106	138	244
台湾	92	146	238
インド	27	150	177
ブラジル	50	76	126
その他	366	690	1,056
<b>合計</b>	<b>2,033</b>	<b>2,971</b>	<b>5,004</b>

※国籍・地域は標記期間における上位10か国である。

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	3	43	46
	経営・管理	9	122	131
	技術・人文知識・国際業務	188	362	550
	企業内転勤	26	57	83
	介護	0	0	0
	特定技能	9	7	16
	技能実習	616	14	630
	短期滞在	270	0	270
	留学	324	515	839
	研修	0	0	0
	家族滞在	74	482	556
	その他	176	258	434
	小計	1,695	1,860	3,555
入管法 別表第2	永住者	7	711	718
	日本人の配偶者等	182	204	386
	永住者の配偶者等	42	45	87
	定住者	107	151	258
	小計	338	1,111	1,449
<b>合計</b>	<b>2,033</b>	<b>2,971</b>	<b>5,004</b>	

## 注意

1. 特段の事情による入国者には、「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして上陸を許可したものが含まれる。

2. 「中国」には香港、マカオを含む（以下同じ）。

3. 「高度専門職」は「高度専門職1号イ」、「高度専門職1号ロ」、「高度専門職1号ハ」及び「高度専門職2号」の合計である（以下同じ）。

4. 「技能実習」は「技能実習1号イ」、「技能実習1号ロ」、「技能実習2号イ」、「技能実習2号ロ」、「技能実習3号イ」及び「技能実習3号ロ」の合計である（以下同じ）。

5. 「特定技能」は「特定技能1号」及び「特定技能2号」の合計である（以下同じ）。

(2) 乗員上陸許可者数

米国	1,530
フィリピン	1,023
インドネシア	180
インド	151
オランダ	150
フランス	111
ドイツ	99
中国	94
カナダ	89
ウクライナ	47
その他	691
<b>合計</b>	<b>4,165</b>

2. 特段の事情が認められず上陸を許可しなかった者

上陸を拒否した者	上陸申請を取り下げた者	合計
0	3	3

(参考) 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置等による入国者数

ア 国籍・地域別

	新規入国	再入国	合計
ベトナム	589	2	591
タイ	286	15	301
ミャンマー	138	0	138
台湾	59	0	59
カンボジア	58	0	58
シンガポール	8	0	8
マレーシア	6	0	6
米国	3	0	3
フランス	2	0	2
英国	2	0	2
その他	4	0	4
<b>合計</b>	<b>1,155</b>	<b>17</b>	<b>1,172</b>

イ 在留資格別

		新規入国	再入国	合計
入管法 別表第1	高度専門職	1	0	1
	経営・管理	3	2	5
	技術・人文知識・国際業務	181	3	184
	企業内転勤	27	10	37
	介護	0	0	0
	特定技能	21	1	22
	技能実習	794	1	795
	短期滞在	126	0	126
	留学	1	0	1
	研修	0	0	0
	家族滞在	0	0	0
	その他	1	0	1
	<b>合計</b>	<b>1,155</b>	<b>17</b>	<b>1,172</b>

注：「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（令和2年6月18日新型コロナウイルス感染症対策本部）、「国際的な人の往来の再開等」（令和2年7月22日新型コロナウイルス感染症対策本部）の2に基づく入国及び「国際的な人の往来再開」（令和2年9月25日新型コロナウイルス感染症対策本部）に基づく入国による入国者数を計上。

なお、「国際的な人の往来の再開等」の2及び「国際的な人の往来再開」に基づく入国者には、上記1（1）に含まれない場合があるため、（参考）としている。